慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国貴族院の改造（下）
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.10 (1919. 10) ,p.1272(22)- 1288(38)
JaLC DOI	10.14991/001.19191001-0022
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191001-0022

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國貴族院の改造（下）

占部百太郎

（七）

貴族院改革評議會は進むで貴族院を構成す可き要素に就て、左記の如き案を採用した。併し是れは英國憲法の實際問題に關する事であるから、單に要領を示せば足ると思ふ。貴族院議員は其の選擧の方法に從つて二種に區別せらる。第一は前に述べた、地方的區劃に依り庶民院議員の團體から成る選擧會の手にて選出する方法である。此の地方的區劃は成る可く天然の地域とか、英國從來の州の境界とか、經濟狀態とか、又は人口等も參酌して、大英國即ち英蘭、ウェールス、蘇格蘭を十三地方に區分する。是等十三地方の選擧會から選擧せらる可き貴族院議員の總數は二百四十六名であつて、各選擧會は廿七名乃至十五名の貴族院議員を選擧する。尤も貴族院議員の任期は下述の通り十二年で四ヶ年毎に三分の一を改選する案であるから、選擧會は其の選擧の都度前記の數の三分の一を擧ぐる譯である。（議員數の割當も三除の數に定められて居る）。愛蘭に割當てらる可き貴族院議員の事は、愛蘭自治法が決定せられず、從て愛蘭から庶民院に如何に代表せらる可きやの問題が決定せられて居らぬから、保留せられて居る。第二は上下兩院常設委員會の選出に繫る貴族院議員である。是れは現在の貴族院と、改造せらる可き新貴族院との間に從來の歷史的連續を保持する趣意からして、上下兩院から各々五名宛の委員を選出して常設委員會を組織せしめ、其の手に依て、現在の貴族院中、立法上及び行政上特別の伎倆若くは長き經驗を具ふる人、若くは特別國家に功勞ある人を選擧せしむる。而して其の數は最初八拾一名であるが、選擧の都度漸次遞減せしめて、結局現今の貴族院議員中から擧げらるゝ數は三十名になる。（其の方法に就ては詳細の規定あれど省略する）。此の種の貴族院議員の任期も矢張り十二年であつて、四年毎に三分の一宛更任する。英國の國敎僧侶も此の種議員中に加へらるゝ趣向である。

貴族院を組織する要素即ち貴族院議員と關聯するは、其の議員の任期である。

上院は之を下院に比して、國民の一層恒久的なる精神上の態度及び傾向を代表す可く、而して急激なる政見の變動を避く可き性質のものであると云ふ原理から、貴族院改革評議會では、二個の結論に到達したのである。(一)貴族院議員の任期は庶民院議員の夫れよりも長かる可き事(二)改革後の貴族院は全院一度に改選せらるる可らず、其の一部分だけ一定の時期内に更任す可き事である。即ち前述の如く、貴族院議員の任期は十二年で四年毎に其の三分の一宛改選せらるゝ事とせられたのである。次に貴族院構成の實際的方法に關して、新舊兩院の過渡時代に於て當然起る可き困難に處する種々の方策が提供せられて居るけれど、煩雜に亘るから之が説明を省略する。

（八）

貴族院改革評議會は貴族院を構成す可き其他の要素に就て考慮した。現在の法官貴族(Law Lords)は新貴族院が依然大審院として司法權を行ふ限りは、當然保持せらる可きものとせられた。彼等の貴族院に在る事は、其の特殊の知識と長い經驗とが、法案を修正するに方つても、法案が通過する形式をば法律的に正當ならしむるに就ても、有用であるからである。從て大法官も、前大法官も、職權上當然貴族院議員たるものと思惟せられた。實際上議席に列らず、又政治の事に參與されぬ例になつて居るけれど、皇族中貴族の爵位ある方々も依然貴族院に網羅する事とせられた。尚ほ大法官が貴族院議長たる舊い慣例も、貴族院議長たる地位に尊嚴を加るものであるとの見解から、矢張り保持せらるゝ事となつた。

次に現在の選擧法に於て庶民院議員に選擧せらるゝ事を得ざらしむる種々の規定は、貴族院議員の選擧にも適用せらる可き事に評議會では一致したが、但し英蘭並に蘇格蘭監督教會の僧侶及び羅馬教會の僧侶を被選擧資格から除外する規定は此の限りでないと認めた。夫れから庶民院議員は辭職するを得ない、辭職せむと欲する者はチルテルン聯合邑若くはノースステッド莊園の執事職に擧げられて當然庶民院議員たる資格を消滅せしむ可しとの擬法は、新貴族院に適用せらる可き理由ないものとせられた。從て貴族院議員は辭職せむとする場合、單に其の旨を書面を以て議長に通告すれば足るとせられた。

最後に(一)國務大臣は勿論各自所屬の議院に於ける外、投票權を有せぬが、上下兩

院何れに於ても自由に發言するを得べきや否や。(二)現に庶民院議員に給與せらるゝ同額の歳費が貴族院議員にも給與せらる可きや否や。(三)英國憲法の機關をして其間正規に運用せしむ可く、如何なる規定が現貴族院から新貴族院に移る過渡期に於て設けらる可きや。是等の點に就ては、愼重なる考慮が費されたのであるが、是等の問題は貴族院改革評議會の附託せられた權限以外の諸點をも含むと云ふので、結局其の裁定は政府に讓ることゝせられた。

（九）

貴族院改革評議會は、第二の附託事項即ち貴族院の立法的權能如何の問題に就て討究した。此の問題は下に述る如く、唯だ一箇の點に於て重大なる困難に逢着したのである。貴族院が財政的性質を帶びざる立法の範圍内に於ては充分なる權力を有す可きことは、英國に於ても、貴族院を有する他の殆ど凡ての國に於ても、齊しく了解せらるゝ所である。貴族院は又、下院から回送せらるゝ法案を審査し、修正し、且或る場合に於ては、握り潰すことが出來る。貴族院は又通常の議案を發案することが出來る。貴族院は又一般内政及び帝國政策の凡ゆる問題を討論することが出來る。唯だ財政の事柄に就ては、其の活動の範圍が庶民院の歴史的優先權に依て制限せられて居る。故に專ら評議會の主題となつたのは、財政問題に關してゞあつた。

貴族院改革評議會は、財政に關する庶民院の特權を定むる古來の規則をば、全體として改正を企てない事に一致した。是等の規則は、非常に紛糾錯雜して、現に歴史上、憲法上、法律上の議論の迷宮である。仍て評議會では、此の財政に關する主題の一部だけを討究する事に決したのである。即ち形式に於ても、結果に於ても、純然たる財政的の法案と、幾分財政的條項を含むでは居ても、又非財政的目的を達せむとする法案との間に施さる可き區劃、是等二種の法案を區別する方法、かゝる區別から當然生ず可き結果等の討究である。

純然たる財政的性質の法案は、庶民院の所屬であつて、貴族院では之を否決若くは修正す可らずとは、何人も異議なき所である。

然し乍ら、純然たる財政的法案とは抑何であるか

國家の收入を徴集すると、之を支出するとを問はず、特に公共の目的を以て庶民

院に提出せられたる法案は、金銀の收支にのみ關する事を目的とすると同時に、その直接の財政上の結果に比し、一層重大にして影響の及ぶ所の廣き商工業上、社會上若くは政治上の結果を及ぼすことがある。多くの大變革、否、或る革命的變革は、財政上の趣意に出でた法案に依て遂行せらるゝ事がある。此の報告書に於て主張せらるゝ如き新貴族院をして、眞實國家に盡さしめむと欲するならば、此の如き變革に際して須らく其の意見が徵せらる可きであると、評議會は思考したのである。適當の考慮を經ずして、早急に此の如き法案を通過せしむ可らざるは、納稅者たる人民の利益から云つても、又單に市民としての利益から云つても、勿論の事である。而して茲に主張せらるゝが如き貴族院は、此の如き目的に對して保障を與るに適當であらう。大部分富裕なる社會の一階級に其の議員を限つた、人民を代表しない議院の活動に對し、過去に於ては、嫉妬や反對が附纏つたのであるけれど、前上述べた如く、爾かく其の組織に於ても變化し、其の性質に於ても人氣ある可き新貴族院の（併かも評議會に於て嚴密に制限を加へむとする）活動に對して、何等嫉妬し反對するの要はないであらう。若し此の點が是認せらるゝならば、下の如き疑問は起るであらう。如何にして、純然たる財政法案は、或る範圍或る目的に對して財政的であるけれど、又單に併かも直接に金錢の收入支出に關係する所の結果よりも、其の非財政的結果の方が却て重要なる法案からして區別せらるゝであらうか。

（一〇）

以上二種の法案を區別せむが爲、律令内に挿入せらる可き明細なる定義を發見する事が一目瞭然たる方法であらう。貴族院改革評議會は、此の如き定義を發見せむが爲、多くの時間を費したけれど、遂に成功しなかつたのである。畢竟問題が複雜して居て、規定せらる可き場合が多樣なからである。仍て評議會では、是等の疑はしい、而して議論の岐るゝ法案を處置する最良の方法は、少數の精選せられた上下兩院の常設協議會に法案を附託して、其の決定を以て終局とするに若くはなしと信ずるに至つたのである。是等のデリケートな問題を決定する此の如き取極めは、國會法中に含まれたる規定にも勝れて見ゆる。と云ふのは、國會法中の規定は起つて來る可き凡ゆる場合を包擁しないのみならず、庶民院議長の職は何

人と雖完全なる公平を希望する地位なるに之に對して望ましからざる重き責任を負はするからである。仍で評議會は、上下兩院から各七人を超過せざる委員を出して組織せしむる財政委員會(Finance Committee)をば、每國會の始に設立せしむる、而して、兩院何れも、全然財政的性質でないと考へらるゝ重大なる疑問を生ず可き條項を含むだ如何なる財政法案をも之に附託して決定せしむるやうにしたいと提唱した。此の委員會の職責は、單に此の種法案の公然たる目的を考量するのみならず、其の法案の性質を決定する爲、法案の內部に伏在する目的並びに法案より生ず可き結果をも考量する。而して其の法案の條項中の何々は、嚴密なる財政的箇條であるから庶民院だけで取扱ふが適當である、又何々の箇條は一般の國民的政策に關する事柄であつて、これから期待さるゝ經濟的乃至社會的結果の關係上、貴族院に依て審査及び修正を受くるが適當であると報告するも亦此の委員會の職責である。若し評議會が後の方の意味で報告したとすれば、其の非財政的であると宣言せられた條項は、當然貴族院の否決や修正を受くるけれど、假令幾何でも人民の負擔を加るが如き何等の修正だも貴族院に依て爲されざる可しとの古來の規則は常に守らるゝのである。若し非財政的であると委員會の宣言したる法案に對して修正が爲された場合、而して是等の修正が庶民院に依て承認せられなかつた場合には、兩院間の異議は下文に述べらるゝ通常の非財政的法案の場合に對して規定せられた方法に從て、調和せらるゝ事になるのである。

（一一）

貴族院改革評議會は、其の第三の附託事項即ち兩院間の異議調和の方法に關して討究を重ねた。此の事項は久しく貴族院の地位及び權力に關する凡ゆる問題中、最も困難なるものゝ一つとして取扱はれ來つた。方法は自から二個に區別せらるゝ。

(a) 結局多數決等に依らずして、兩院間の異議を和協する方法。

(b) 和協の目的達せられない場合、最後の決定に對する何等かの方法。

上下兩院間の異論を調停する方法として、兩院協議會の制度は從來の國會機關の一部分を成して居るけれど、其の協議の規則たるや、窮窟で且煩はしい。仍で評議會では、從來の協議會よりも一層簡單で一層彈力性を具へた方法を案出したの

である。其の方法は新國會の召集せらるゝ始めに方つて、上下兩院から各々二十名宛、經驗に富み、最も公正で最も信用す可き人物を擧げて常設協議委員會を組織せしむる。勿論其の人選には兩院夫れ〳〵の凡ゆる黨派を代表せしむるやうにする。此の外特殊の問題に對して意見を徵する爲、勿論其の問題の大小に依て人數の多少はあるが、多くとも各院から十人を超過せざる經驗と公正と信用の三資格の外、當面の問題に對して特殊の知識を具へた人物を擧げしむる。此の如くして、兩院協議會は六拾人を超過することなく、氣易く非公式に懇談的討論を爲すことが出來る。

此の如くして組織せらるゝ兩院協議會(Free conference Committee)は、一院に於て通過したる法案が、他院に依て修正を加へられたるとき、元の院が其の修正を承認しない場合、其の爭議の點を解決するのである。協議會が爭議の點を解決したるときは、其の條項を兩院夫れ〳〵に通告する。若し兩院共に其の解決條項を承認すれば、爭議は夫れで落着する。然し若し協議會の報告を一院では承認し、他院では否認した場合には、調停を遂ぐ可き一層進むだる方法が必要となつて來る。此の協議會は討議の完全なる自由を期する爲秘密會とする考案である。

（一二）

此の如き自由協議會に依て一致點が發見せられない場合に際するとして、果たして上下兩院間の異議を結局決定す可き目的に對して、如何なる畫策が採らるゝであらうか。例へば、自由協議會の報告する調停案にして、一院は承認しても、他院の方で拒絶するとせば、其の難局を解決す可く、其の上如何なる手段が採らるゝであらうか。貴族院改革評議會では、これに對する三個の方法に就て考量し、攻究したのである。

第一の方法と云ふのは、自由協議會の報告通りに法案を承認した議院では、其れを兩院總協議會に提出する權利を有つことにする。さうすると、英國々會が未だ上下兩院に分たれなかつた時代の國會のやうに、兩院議員全體が集會して件の法案に就て討議する。而して若し一致點が發見せられないときは、其の法案の運命は結局投票で決せらるゝ事になる。此の方策は、上下兩院の關係問題が數年前貴族院の委員會の議に上つたとき、有力なる贊成者を得たのである。然しこの方策

に伴ふ或る種の利便は承認せられたけれど、兩院總協議會が餘り大人數に過ぎる事と、其の議事に伴ふ種々の困難と、其れから後ろに此の如き方策が控へて居ると云ふ事が、却て自由協議會に於ける協和を困難ならしむる虞れがあると云ふ事等が、此の方策に對する反對の點であつた。仍て、此の方策は一般の承認を得ることが出來なかつたのである。

第二の方案は、上下兩院の繫爭案件をばレフェレンダム即ち凡ゆる登錄せられた選擧人の一般投票に問ふと云ふのである。此の提案は多數の贊成者を得た。これを贊成した或る人々は、此の方案を以て難局を解決する最良の方法であると云ふ意見を今尙ほ抱いて居る。若し兩院が自由協議會の報告した法案に對して一致しなかつた場合には、自由協議會の認めたる件の法案を人民投票に問ふ可き權利を庶民院に與へたいと、是等の贊成者は冀望するのである。人民投票は、樞密院令を以て、庶民院が人民投票に訴ることの決議案を通過した日から六十日以內に執行するか、或は政府に於て便利なりと認むれば、樞密院令に依て、次回の總選擧の時を以て人民投票の時に決定することもあらう。若し人民投票の結果法案に反對なれば、其れは其の儘である。若し投票の結果贊成が多ければ、庶民院は貴族院の同意を經ずして、國王の裁可を奏請する權威を有つであらう。人民は彼等が希望する如何なる立法も、結局は自から決定せねばならぬと云ふ自治の重要なる原則が、此の方法に依て、庶民院の代表的性質を犯すことなく、又は代表議會としての其の適當なる權威をも減ずることなくして適用せらるゝであらうと、思考せられた。尙ほ此の方案を支持せむが爲、人民投票に問ふ事が結局依賴せられ得べしとの知識は、自由協議會內に於ける協調の力を刺戟して之を强からしむ可く、通例は異見の調停が相爭ふ兩方の間の相互の交讓に依て遂げらる可しと主張せられたのである。

然し乍ら、貴族院改革評議會の多數は此の方案に贊成しなかつた。其の理由は數多あるが、就中一度レフェレンダムに問ふことになると、上に述べられた如き場合以外にも濫用せらるゝ事になるであらう、レフェレンダムは國會の權威及び品格を墜す傾向があらう、夫れからレフェレンダムは大國殊に地方の異るに從て往々異つた立法を必要とする合衆王國の狀態には不適當であると云ふのが、重もなる理由

である。

評議會は全體として上記の二方案を贊成しなかつたので、他の調停方法を發見するの必要に迫つた。其の方法は結局前に述べられた自由協議會に立返つて、其の協議の方法を一層進める事に依て發見せられた。

（一三）

若し自由協議會の報告した法案が一院の贊成を得ても、他院に依て拒絶せられたときは、夫れ以上の手段を必要とすると云ふ事は、既に上に述べたる所である。其の手段と云ふのは、件の法案をば自由協議會に返送する、さうすると同協議會では、其の法案が提出された會期の次ぎの會期に於て再度其の法案に就て協議するのである。若し自由協議會で一層協議を盡した後、以前報告せられた同一の形式に依て再度同法案を上下兩院に報告する事になれば、兩院では再應同法案に就て討議するであらう。

若し兩院何れも其の法案に贊成すれば法律となるが、若し兩院共に否決するか、若くは庶民院だけが否決するときは、件の法案は葬り去らるゝ。所が若し庶民院だけが件の法案に贊成し、而して其の法案が自由協議會に於て出席且投票したる協議員の三人を下らざる多數を以て報告せられた場合には、法案は直ちに國王の裁可を經べく奏上せらるゝであらう。然るに自由協議會が、件の法案をば再度同一の形式を以て報告することに一致し得ないか、若くは協議會に於ける多數が三人以下であつた場合には、勿論其の法案が報告せられた通り兩院に依て承認せられない限り、件の法案は廢棄に歸する。

此の自由協議會の方法を採れば、議院全體の集會に於けるよりも靜肅な空氣の中で開會する事であるから、双方反對論の論旨が各自に好く了解せらるゝであらう。多くの論爭は此の如くして穩かに決定せらるゝか、縱しむば全然決定せられないにせよ、恐らく論爭の點が減少するであらう。夫れ故最後の決定に對する方策が依賴せらるゝに方つても、最後の裁定に附議せらる可き爭點は少なくなつて、且其の爭點は一層明白にせらるるであらう。

貴族院改革評議會が主張する、前上述べ來つた各自異つたる目的を有する三個の兩院協議會即ち

一　貴族院議員の一部を選出する協議會
二　財政法案に關する疑問を決定する協議會
三　一般的立法の疑問に關する意見の相違を調和する協議會（即ち自由協議會）

以上三種の兩院協議會の區別を一目瞭然たらしむ可く、左記の表を提示する。

貴族院改革評議會の提唱する三種の兩院協議會一覽表

名稱	機能	人數	組織の方法	任期
貴族院議員選擧委員會	貴族院議員の四分の一を選擧する事	十八	五人は庶民院議長之を選み、五人は貴族院中の委員選擧委員會後には新貴族院の同會之を選ぶ	一國會期間
財政法案に關する委員	附託せられたる法案若くは條項が財政的なりや否やを決定する事	十四人若くは十五人	七名宛各院の委員選擧委員會之を指名す但し外部より會長を擧ぐることを得	一國會期間
自由協議會	財政法案以外の法案（若くは法案中の條項）に關する兩院間の異見を調和する事	六十人	(a)二十人宛は上下兩院の各委員選擧委員會之を指名し(b)十人宛は一樣の方法に依て臨時に各院に於て指名せらる	(a)一國會期間 (b)特殊の法案に對する議事中

兩院協議會てふ機關の效用をかく擴充するに方つて、評議會は是等の手段に依て、其の過去に於けるよりも、將來一層上下兩院間の了解と親密なる協調が達せらる可き事を希望する旨を附言した。（完）

藝術と經濟（完）

（文藝復興期の經濟史的研究）

阿部秀助

當時の法王廳に對して之れと財的關係を有せし銀行が立法上、果して如何なる取扱を受けしやの點に就きては、以太利の有名なる考證學者「ムラトリ」其他の史料によりて多少此間の消息を明かにし得るものにして即ち是等の材料の吾人に示す處によれば、當時、法王廳の御用達を命ぜられし銀行には Mercatores Camerae と稱せられしものと、然らざるものとあり、蓋 Campsor Papae 或は Mercator Papae なる名稱は既に西暦十三世紀の初期に存す、而して此名稱によりて任命せられしものは其初期に於ては一個の銀行に限定せられしものにして、例者「グレゴル」九世時代に於ける「シエナ」の「アンゼリエロ、スラフォコ」の如し、其後千二百五十三年頃より此名稱は單に一個の銀行に限定せられずして、苟くも或特定の義務を法王又は法王廳に對して